

「移動販売車支援事業（KOBE STAR KITCHEN）」における
出店場所の開拓・出店調整・拠点整備等業務委託 仕様書

1 業務目的

飲食・小売り業者等の新事業への挑戦を応援するため、テストマーケティングや販路拡大などを行うチャレンジの場の提供を行い、移動販売車等を活用した事業を支援する「移動販売車支援事業（KOBE STAR KITCHEN）」を実施するにあたり、市内における出店場所の開拓・醸成・出店調整やイベント等における拠点の整備等について、委託を行うものである。

2 業務内容

(1) 移動販売車 出店場所の新規開拓

移動販売車のチャレンジの場として、神戸市内の集客が見込める出店場所及び市が指定する区域の開拓に取り組むこと。特に西区や北区において重点的に開拓をすること。

(2) 移動販売車 出店調整

ア. 以下①～③の場所について、土地所有者との交渉・協議や、出店希望者の募集・出店までの一連の調整を行う。なお、調整にあたっては、出店場所周辺の安全確保、地域への配慮など適切に対応すること。

① 上記(1)で新規開拓した場所及び継続出店している場所

② 市が指定する場所（市有地・民有地問わず）

※地域の要望を受けて市が指定する出店場所（住宅団地等）について、本市と協議の上、安全対策として交通誘導員等の配置を行うこととし、安全対策費の財源は当事業の委託費の範囲内で捻出すること。

③ 市が指定するイベント（(4)を含む、年10回以上を想定）

イ. 以下の優先順に配車を行うこと。

- ・2019年度～2021年度に選定されたキッチンカー支援対象者
- ・市内に事業所を置く事業者
- ・起業3年以内の事業者

ウ. 上記①～③における出店料については、一律売上の10%とすること。

なお、①については、キッチンカー支援対象者及び神戸市内事業者以外の事業者に関しては、本市と協議の上決定する（原則規定の料金とすること）。

エ. 上記①～③において、委託事業者が取得する売上高の一部について、市と委託事業者双方合意の上、別途市の請求に基づき速やかに支払うこと。

オ. 上記①のうち重点的に開拓をする地域や②において、売上保証が必要な場合は本市と協議の上、売上保証金額を決定し、出店者の確保を図ること。売上保証金額の財源は当事業の委託費の範囲内で捻出すること。

(3) 市内における出店場所の総点検と収益が見込める出店場所への醸成

神戸市内の出店場所について、各所の課題を洗い出し、課題解決に向けた手法の策定や収益を見込める場所への醸成に取り組むこと。

なお、課題や醸成方法については、各所毎に中間・最終報告を行うこと。

<例>スペースメイキング、スペース種別ごとのノウハウ展開、販促の強化

(4) 市が指定するイベント等における拠点の整備（年4回程度）

ア. 市が指定するイベント等（例：5月開催予定の神戸総合運動公園における国際スポーツ大会）において、移動販売事業者の売上が増加するような拠点の整備、仕掛けを実施し、多くの人々が滞留できる空間やにぎわいの創出を効果的に行うこと。

なお、整備にあたっては、下記の項目に留意すること。

- ・移動販売事業者の売上増加が見込める整備・仕掛けを提案すること
- ・拠点事業を行う前より滞留人口の増加が見込めること。
- ・移動販売車のプレゼンスの拡大を図ること。
- ・市内で生産されている食材を活用するなど、地産地消の取り組みを1回以上実施すること。

【提案①】

例示のイベントにおいて、整備の内容、仕掛けについて提案を行うこと。

場 所：神戸総合運動公園（神戸市須磨区緑台）

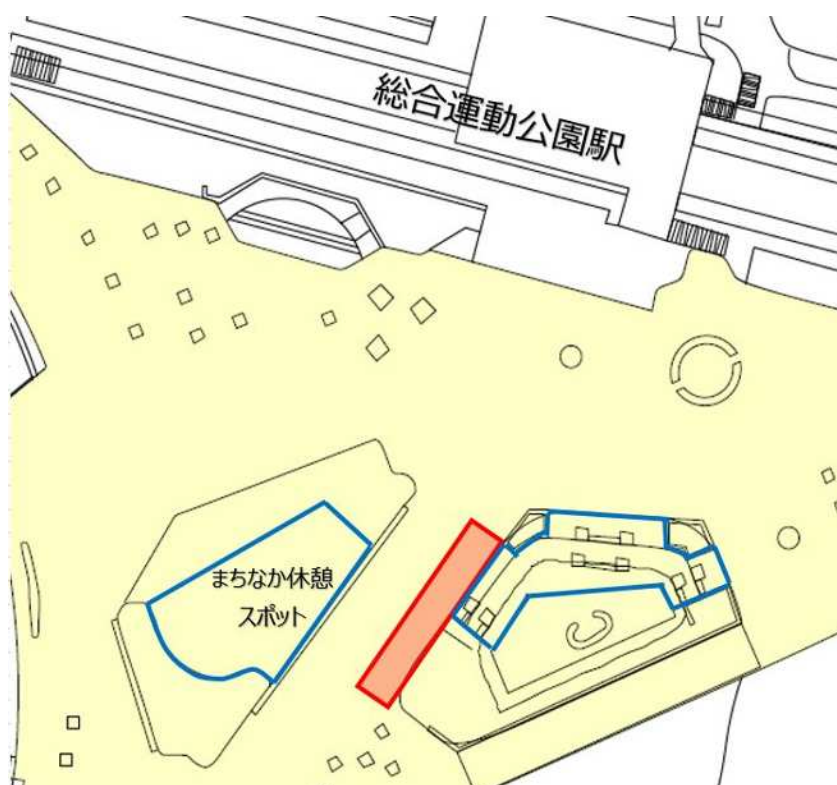
エリア：下記地図の赤・青枠内（移動販売車の出店は赤枠内のみとすること）

期 間：5月、13日間

備 考：・国際スポーツ大会のため、以下のような対応を検討すること

<例>外国人対応、成分表示、キャッシュレス、など

・神戸の観光プロモーションに繋がるような仕掛けを提案すること。



【提案②】

神戸での移動販売車の更なる認知度向上と移動販売車事業者の支援として、上記提案①以外の場所で、移動販売車イベントを行うこと。出店場所、出店台数、出店条件、時期、集客を見込める仕掛け等について提案すること。

イ. 整備拠点での人流調査を実施すること。人流調査にあたっては、下記5項目の把握を必須とし、拠点が整備されていない時との比較をすること。また、イベントごとに報告を実施し、(7)事業報告書において年間のまとめの報告を行うこと。

- ① 拠点の来訪者数
- ② 15分以上の滞在者数
- ③ 来訪者の中の滞在者の割合
- ④ 滞在時間
- ⑤ 上記の属性・発地
- ⑥ ①～⑤に関する前年度比較

ウ. 実施にあたっては市及びイベント主催者、関係者と協議を実施し、安全に滞りなくイベントが開催されるよう適切な対策を講じること。

エ. 移動販売車の配置場所や什器の設置場所については、本市および関係者と協議すること。

オ. 使用料等については、市と委託事業者双方合意の上、必要に応じて市の請求に基づき速やかに支払うこと。

カ. イベント開催中及び終了後は、必要に応じて清掃及びごみの収集処分を実施すること。なお、費用については当事業の委託費の範囲内で捻出すること。

(5) 広報

ア. 当事業で提供する場所、イベント等に出店する移動販売事業者の情報および出店スケジュールの広報について、本市が指定する専用ホームページの運営事業者に対し、毎週指定する曜日までに各所の出店情報を提供すること。

情報提供にあたっては、以下のコンテンツを含めること。

- ① 店舗名・出店者名
- ② 提供商品
- ③ 出店場所、出店日時、アクセス、最寄り駅
- ④ 出店者写真（メニュー表、キッチンカー、商品など）
- ⑤ 出店場所ごとの問合せ先
- ⑥ その他本事業を効果的に実施するために必要な情報

イ. 上記の専用ホームページ以外で、下記の事項を行うこと。

- ・LINEやInstagramといったSNS広告の配信
- ・チラシポスティングの実施
- ・イベント等における広報物、バナー制作

- ・その他神戸市内で出店する際にKOBE STAR KITCHENの広報を行うような媒体を準備すること。
- ウ. 専用ホームページの認知度を高めるため、様々な広報媒体を効果的に活用し、サイトの広報・周知方法を提案すること。
専用ホームページ：<https://kobe-starkitchen.com/> (KOBE STAR KITCHEN)

(6) 問い合わせ窓口対応

- ア. 移動販売車の出店を希望する土地オーナーからの問い合わせ、および当事業で提供する場所への出店を希望する移動販売事業者からの問い合わせに対応すること。
- イ. 移動販売車ででの起業に関する相談に対応すること。
- ウ. (4)で整備する拠点において、移動販売車出店に関する問い合わせに対応すること。
- エ. 問い合わせの内容とその対応について、毎月末、本市に報告すること。

(7) 報告書の提出

- ア. イベント等の出店も含めた出店場所毎の売上金額を毎月1回報告すること。
- イ. 事業終了後、実施事業内容（テキスト、写真、売上等）および総括を記載した事業総括報告書を作成し、速やかに提出すること。なお、必要に応じて事業内容等についての臨時の報告を求める場合がある。

(8) その他

- ア. 事務局体制を確保し、事業実施にあたって本市および関係者との調整を行うこと。委託期間中、月1回程度、本市と定期的な打ち合わせを行うこと。
- イ. 事業の実施にあたり、関係法令等を遵守するとともに、必要なリスク管理・安全性の確保を行うこと。

3 本市と受託者の役割分担

本市は、委託契約に基づく事業費負担、移動販売車の出店場所としての市有地の確保および提供を行い、受託者は、「2 業務内容」に記載した事項およびその他業務目的達成に必要な業務を行う。

4 委託契約金額の上限

26,500,000円（消費税・地方消費税含む）

5 委託業務期間

2024年4月1日から2025年3月31日まで

6 留意事項

- (1) 本業務により作成された成果物等の著作権および製作物の所有権は、本市に帰属するものとする。

- (2) その他、仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議して定める。
- (3) 受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額以外の費用を本市は負担しない。